

広島県告示第 548 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 5 月 28 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島市西区商工センター 7 丁目 2 番 21 号 株式会社 ヒロツク 代表取締役 島田 巖
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市永原 117 株式会社 ヒロツク 佐伯工場

2 申請の内容

17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 20 基の使用の方法を変更し、排水処理施設の水質及び汚水排水口の水質を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

		変更前	変更後
種	類	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 20 基 (A-1 1 ロットボイル槽及び A-2 2 ロットボイル槽)	
工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着手後直ちに
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用の方法	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の状態	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/l)	10,000	20,000	12,000
化学的酸素要求量		6,000		10,000	10,150	15,000

(2) 汚水等の処理の方法 汚水処理施設

			変 更 前				変 更 後			
工期等	工事着手予定年月日	既設					許可後直ちに			
	工事完成予定年月日						着工後直ちに			
	使用開始予定年月日						完成後直ちに			
使用の方法	処理前処理後の汚水等の汚染状況	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		生物化学的酸素要求量	(単位： mg/l)	3,900	6,800	7	15	4,100	7,000	7
化学的酸素要求量	(単位： mg/l)	2,093	3,659	10	20	3,100	4,260	15	30	

(3) 排水水の汚染状態

排水口名	項 目		変更前		変更後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
汚水排水口	化学的酸素要求量	(単位： mg/l)	10	20	15	30

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 21 年 5 月 28 日から平成 21 年 6 月 18 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境産業部環境政策課